

自家用車活用事業制度説明会

北海道運輸局自動車交通部
旅客第二課
令和6年6月

そもそもライドシェアとは

○一般的に「ライドシェア」と呼ばれるもの

自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、運転者と乗客とをスマートフォンのアプリ等で仲介するもの

○国土交通省としての「ライドシェア」の見解

平成30年5月29日 参・国土交通委員会

〔石井 国土交通大臣〕

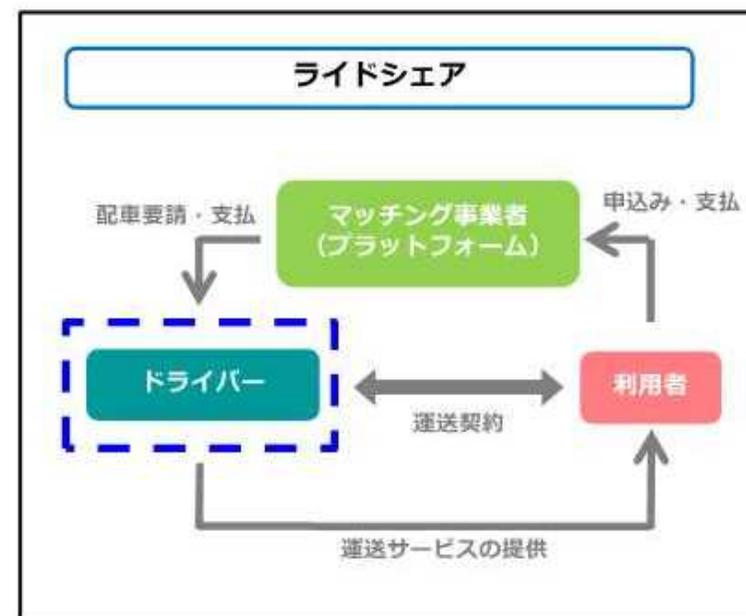
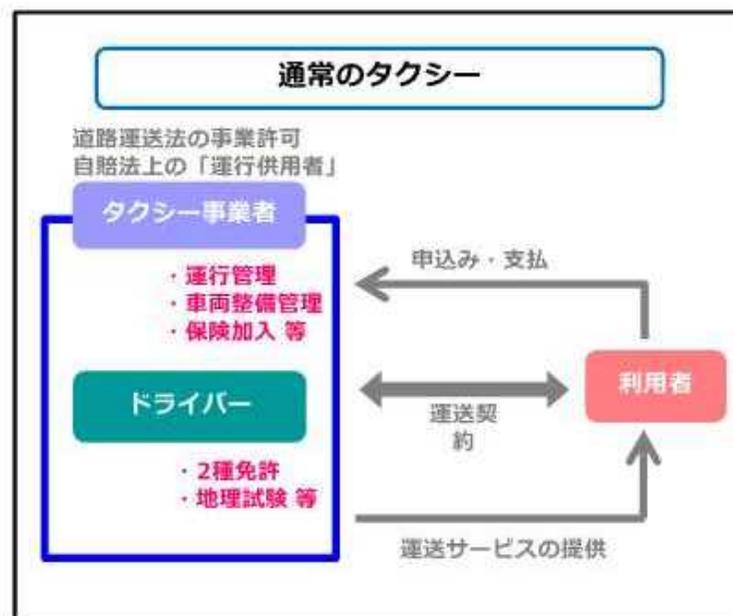
「自家用車を用いたいわゆるライドシェアは、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としております。国土交通省といたしましては、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があり、極めて慎重な検討が必要と考えているところであります。」

○ライドシェアの問題点

・ 運行管理や車両整備等により過労運転や技能未熟を防ぎ、未然に事故を防止する対策が不十分

・ 事故発生時に自賠法上の「運行供用者」としての賠償責任をドライバーのみが負う形は国民の理解を得られない

・ ライドシェアドライバーの地位や待遇が世界各地で問題になり、さらにタクシー運転者の労働環境にも深刻な影響を及ぼす懸念



そもそもライドシェアとは

- 自治体や事業者、一般者からの相談・苦情
 - 「ライドシェアやりたい」
 - 「ライドシェアはいいのか悪いのか」
 - 「ライドシェア断固反対」

→そもそもあなたの言う「ライドシェア」って？
まずは、お互いの認識の一致が重要

道路運送法による

自家用有償旅客運送(法78条2号登録)
交通空白地・福祉有償運送

自家用自動車による有償運送(法78条3号許可)
ヘルパーぶら下がり・スクールバス

違法

白タク

新設された
「自家用車活用事業」も
ここに該当(後述)

いわゆるライドシェア

道路運送法によらない

許可登録を要しない運送態様
無償、ガソリン代等の実費のみ、生業の範疇、運転役務の提供

【参考】道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)
(有償運送)

第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

ライドシェアの対応

- ・昨年12月20日のデジタル行財政改革会議においては、人口減少、高齢化が進む中で、地域交通の担い手不足や移動の足の不足という深刻な社会問題に対応するため、タクシーの規制緩和、地域の自家用車や一般ドライバーの活用といった施策を打ち出した
- ・タクシーの規制緩和については、地理試験の廃止や、法定研修の日数の要件を撤廃し、研修期間を短縮することを予定
- ・自家用有償旅客運送については、夜間など「時間帯による空白」の概念を取り込むことや、地域の協議会における自家用有償旅客運送の導入や運賃などについて一定期間内に結論が出ない場合には首長が判断できるよう見直すこと、運行区域を柔軟に設定することを促すよう見直すことなどを予定
- ・都市部を含め、移動の不便への対応が喫緊の課題となっている現状を踏まえ、移動の足の不足を、地域の自家用車や一般ドライバーを活かすことにより補うこととし、すみやかに、タクシー事業者の管理の下での新たな仕組みを創設し、本年4月から開始するという方針を決定



自家用車活用事業

- 令和6年2月7日、「第1回 交通政策審議会 陸上交通分科会自動車部会」において「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い」のパブコメ概要及び通達案が示された
- タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送を「自家用車活用事業」として、道路運送法第78条第3号の許可の枠組みで行うもの**
- 令和6年3月29日付け国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」を发出

R5. 12. 25付け東京交通新聞



自家用車活用事業について（許可申請・許可基準）

1. 許可申請手続

自家用車活用事業に係る許可申請手続は、同事業を実施しようとする法人タクシー事業者（以下「事業者」という。）が行うものとし、許可申請書は、別紙「様式1」の申請書を管轄の運輸支局長あてに提出するものとする。

2. 許可基準

上記1. の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認めて許可するものとする。

(1) 対象地域、時期及び時間帯並びに不足車両数

タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数を、国土交通省が指定していること。

(2) 資格要件

法第4条第1項に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

ポイント

○申請書を管轄の運輸支局長あてに提出する

自家用車活用事業を実施する法人タクシー事業者は管轄の運輸支局（輸送担当）へ申請が必要

○タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びに不足車両数を国土交通省が指定

【札幌交通圏】

配車アプリのデータ等に基づき不足車両数等の算出を行い4月26日に公表
土日の1時台～4時台 110両

【その他の地域】

①金土の16時台～翌5時台で各営業区域内のタクシー車両数の5%

タクシー事業者による実施意向の申出

②自治体がタクシー車両数が不足しているとして申し出する曜日、時間帯、車両数

→いずれの地域も意向調査を実施のうえ使用車両数を決定・通知し、許可申請

※イメージはP.12「意向調査と許可申請の流れ」参照

支局	営業区域	車両数 (R6.1.1)	車両数の5%
札幌	札幌交通圏	4496	別途公表
札幌	小樽市	325	17
札幌	千歳圏	434	22
札幌	倶知安圏	108	6
札幌	岩見沢圏	148	8
函館	函館交通圏	690	35
旭川	旭川交通圏	609	31
室蘭	室蘭市	210	11
室蘭	苫小牧交通圏	217	11
釧路	釧路交通圏	349	18
帯広	帯広交通圏	389	20
北見	北見交通圏	166	9

(参考) 道内主要交通圏の不足車両数 (①のパターン)

2. 許可基準

(3) 管理運営体制

①運行管理規程に、下記（ア）～（エ）の事項が記載されていること。

（ア）事業用自動車及び稼働させることが可能な自家用車の合計が5両以上の営業所においては、当該合計車両数の40両ごとに1名以上の有資格の運行管理者が選任されていること。

（イ）運行管理を担当する役員等が選任され、運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

（ウ）点呼、指導監督及び研修が実施される体制が確立され、設備が備えられていること。

（エ）事故防止についての教育及び指導体制が確立され、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号、以下「事故報告規則」という。）に準じて行う報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制が確立されていること。

②自家用車活用事業に係る運転者（以下「自家用車ドライバー」という。）に対し、**旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第36条第2項、第38条及び第39条に定められたものと同等の指導等を行う体制が確立**されていること。

③整備管理規程に、自家用車活用事業に用いる自家用車の整備管理体制に関する事項が記載されていること。事業用自動車及び稼働させることが可能な自家用車の合計が5両以上の営業所においては、原則として、常勤の有資格の整備管理者が選任されていること。

④輸送の安全上支障のないよう、**自家用車ドライバーの他業での勤務時間を把握**すること。

(4) 損害賠償能力

自家用車活用事業について、**対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又は運行業務開始までに加入する具体的な計画があること。**

ポイント

- 運輸規則第36条第2項、第38条及び第39条に定められたものと同等の指導等を行う体制が確立
新たに雇い入れた者に対する特別な指導及び適性診断の受診、告示で定める適切な指導監督（「10日間」は省令改正により廃止）
- 自家用車ドライバーの他業での勤務時間を把握
管理運営体制に係る宣誓書で担保
- 損害賠償能力（対人8,000万円以上及び対物200万円以上）
タクシー事業と同様

【参考】旅客自動車運送事業運輸規則

第三十六条

2 一般乗用旅客自動車運送事業者は、新たに雇い入れた者については、第三十八条第一項、第二項及び第五項並びに第三十九条に規定する事項（新たに雇い入れた者が一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任された経験を有する者である場合にあっては、第三十八条第一項に規定する事項及び第三十九条に規定する事項のうち営業区域内の地理に関し必要な事項）について、指導、監督及び特別な指導を行い、並びに適性診断を受診させた後でなければ、前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇入れの日前二年以内に通算九十日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であつたときは、この限りでない。

（従業員に対する指導監督）

第三十八条 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

2 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であつて第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- 一 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者
- 二 運転者として新たに雇い入れた者
- 三 乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない者
- 四 高齢者（六十五才以上の者をいう。）

3 （略）

4 （略）

5 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員等に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

6 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。

第三十九条 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等に対し、営業区域内の地理並びに旅客及び公衆に対する応接に関し必要な事項について適切な指導監督を怠つてはならない。

自家用車活用事業について（許可に付する条件）

*この資料は、令和6年5月末時点の情報に基づき作成しております。

3. 許可に付する条件

許可に当たっては、以下の条件を付するものとする。

(1) 使用する自家用車について

- ①事業者ごとに**使用可能な車両数**は、**地方運輸局長等が通知する範囲内**であること。**通知する車両数は、許可地域ごとに2、(1)の車両数の範囲内であり、かつ、営業所の事業用自動車の車両数（許可対象地域の営業所の車両数が著しく少ないなど、地方運輸局長等が必要と認める場合についてはこの限りではない。）の範囲内とする。**
- ②事業者は、契約関係にある自家用車ドライバーが自家用車活用事業の用に供する自家用車を登録し、同車両（以下、**登録車両**という。）に係る情報を適切に管理すること。**なお、登録車両の数に制限は設けない。**
- ③自家用車活用事業の用に供する間、**自家用車活用事業の用に供する車両である旨を自家用車の外部に見えやすく表示**すること。また、**事業者の名称を外部から把握できるよう措置を講ずること。**
- ④自家用車は、乗車定員十人以下であること。

ポイント

- 許可対象地域の営業所の車両数が著しく少ないなど、運輸局長等が必要と認める場合
営業所によっては最低車両数5両に満たない場合があり、そのような場合の例外規定
- 使用可能な車両数＝登録車両数ではない
使用可能な車両数：当該営業区域の不足時間帯に使用できる最大車両数（許可申請書に記載する車両数）
登録車両数：自家用車活用事業の用に供する自家用車の数（数に制限なし）
- 自家用車活用事業の用に供する車両である旨を自家用車の外部に見えやすく表示
車両の前方から見えることが望ましい
- 事業者の名称を外部から把握できるよう措置を講ずる
車体表示までは必要なく、車内から車外に向けて表示する方法でも可
- タクシー事業の遊休車（車庫に眠っている車両など）も活用可能

3. 許可に付する条件

(2) 自家用車ドライバーについて

- ① **第一種運転免許（初心運転者期間にあるものを除く。）又は第二種運転免許を保有し、自家用車活用事業に従事する日前2年間に於いて無事故（自動車の転覆、転落など、事故報告規則第2条に定める「事故」をいう。）であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。**
- ② **事業者は、運輸規則第36条第2項の規定に基づき行うものと同様の研修（大臣認定講習を含む、ただし接遇等必要な研修科目の受講が必要）及び運輸規則第38条に基づき行うものと同様の指導監督を行うこと。**
- ③ **事業者は、事業者の名称、自家用車ドライバーの氏名、運転免許証の有効期限及び作成年月日が記載された運転者証明（電磁的記録でも可）を自家用車ドライバーに対して発行し、携行させること。**

(3) 運行管理及び車両整備管理

事業者は、関連通達（「自家用車活用事業における運行管理について」（国自安第182号）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（国自整第283号））に基づき、運行管理及び車両の整備管理を行うこと。

ポイント

- 自家用車活用事業に従事する日前2年間に於いて無事故かつ運転免許の停止処分を受けていないこと
2年前より前の事故等に関しては問わない
- 事業者の名称、自家用車ドライバーの氏名、運転免許証の有効期限及び作成年月日が記載された運転者証明
運転者証明の様式に定めはなし
- 関連通達（運行管理・整備管理）
「遠隔点呼」や「自動点呼」を実施する場合は管轄の運輸支局（保安担当）に当該点呼実施予定日の原則10日前までに届出が必要

（参考：国土交通省HP）

運行管理高度化ワーキンググループ（旧：運行管理高度化検討会）https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

遠隔点呼、業務後自動点呼の実施に関する情報

→遠隔点呼及び自動点呼の告示改正に関するポイント（2024年3月）

3. 許可に付する条件

(4) 運送形態・態様について

以下の形態・態様で実施されるものであること。

- ①利用者**と事業者の間で運送契約が締結され、事業者が運送責任を負う**ものであること。
- ②**運送の引受け時に発着地が確定している運送**であること。
- ③運送の引受けに当たって、自家用車活用事業による運送サービスが提供されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
- ④**運賃及び料金は、事業者の事前確定運賃制度に準ずる**こと。
- ⑤運賃及び料金の支払い方法は、**原則キャッシュレス**による方法であること。
- ⑥運送サービスの**発地又は着地のいずれかが、事業者が許可を受けている営業区域内に存するもの**であること。ただし、地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を十分に確保することが困難であると認められる場合は、**隣接する営業区域**に営業所を有するタクシー事業者による運送サービスを認めることができる。

ポイント

○運送形態・態様

アプリ配車を必須としてはいないが、運送の引受け時に発着地と運賃を確定させる必要がある（メーター運賃による支払いは不可）

○事前確定運賃制度に準ずる

営業区域に事前確定運賃制度に基づく「標準化係数」がない場合、不足車両数の通知の際に国交省が人口区分に応じた係数を付す

【標準化係数】

札幌交通圏 1.16 千歳圏 1.09 旭川交通圏 1.11

【みなしの係数】

函館交通圏 1.15 その他の地域 1.13
(人口20~50万人) (人口20万人以下)

○隣接する営業区域

不足車両数を満たすような手が挙げられなかった場合に、隣接営業区域に範囲を広げて意向調査を行うこともできる

3. 許可に付する条件

(5) 稼働状況の報告

事業者は、**使用可能な自家用車の稼働状況について記録し、運輸支局からの求めに応じて報告すること。**

(6) 許可の取り消し等

許可に付する条件に違反した場合には、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日通達 国自安第60号・国自旅第128号・国自整第54号）」に準じて許可の取り消し等を行うこととする。

4. 許可期間

許可期間は2年間とする。

5. その他

下記(1)～(3)に該当することとなった場合の許可の取扱いについては、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 事業者が法第38条第1項の規定に基づき、その事業の休止又は廃止の届出を行った場合

当該事由が発生した日に許可を取消す。

(2) 事業者が法第40条の規定に基づき、その事業の許可の取消処分を受けた場合

当該処分の日に関し許可を取消す。

(3) 事業者が法第40条の規定に基づき、その事業の停止処分を受けた場合

当該処分期間中は、自家用車活用事業に係る許可の効力を停止する。なお、停止中の期間は、許可期間に含まれるものとする。

ポイント

○使用可能な自家用車の稼働状況について記録し、運輸支局からの求めに応じて報告する
なんらかの形で報告いただくことを国土交通省において検討中

○許可の取扱いについては、それぞれに定めるところによるものとする

タクシー事業を休止・廃止した場合

タクシー事業が許可取消処分となった場合

→自家用車活用事業も許可取消

タクシー事業が事業停止処分となった場合

→自家用車活用事業もその間許可効力停止

意向調査と許可申請の流れ(札幌交通圏・その他の地域)

*この資料は、令和6年5月末時点の情報に基づき作成しております。

国の作業 —
事業者の作業 —
地方自治体の作業 —

札幌交通圏

その他の地域

